

沖縄県公共事業再評価実施要綱

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価を実施する事業

評価の対象となる事業は、土木建築部及び農林水産部が所管する国庫補助事業及び交付金事業のうち、県が事業主体となって実施する事業で、災害復旧に係る事業、維持管理に係る事業、小規模改築に係る事業等を除いた、以下の各号に掲げる事業とする。

- 1 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 2 土木建築部所管国庫補助事業 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業
土木建築部所管交付金事業、農林水産部所管事業 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- 3 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- 4 自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、土木建築部長及び農林水産部長が行うものとする。

第3 再評価の実施時期

再評価の実施時期は以下のとおりとする。

- 1 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業にあつては、事業採択後5年目の年度内に実施する。
- 2 土木建築部所管国庫補助事業 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業にあつては、事業採択後5年目の年度内に実施する。
土木建築部所管交付金事業、農林水産部所管事業 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業にあつては、事業採択後10年目の年度内に実施する。
- 3 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業にあつては、再評価実施後5年目の年度内に実施する。

第4 再評価の視点

再評価を行う視点は以下のとおりとする。

- 1 事業を巡る社会情勢の変化
- 2 事業の投資効果
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業の進捗の見込み
- 5 コスト縮減や代替案立案等の可能性
- 6 事業効果の発現状況

第5 再評価の実施

- 1 再評価の実施主体は県とする。
- 2 再評価を行う事業の所管課は、再評価の実施に当たって、第4に掲げる「再評価の視点」に基づいて評価を行い、再評価原案を作成するものとする。
- 3 県は対応方針の決定に当たっては、第6に掲げる「沖縄県公共事業評価監視委員会」に再評価原案を諮問し、答申等を踏まえて、対応方針を決定するものとする。

第6 沖縄県公共事業評価監視委員会

- 1 知事は再評価の実施に当たって、「沖縄県公共事業評価監視委員会」（以下「委員会」という。）へ再評価原案を諮問するものとする。
- 2 知事は、委員会の答申及び意見の具申を最大限尊重し、対応を図るものとする。

第7 再評価結果等の公表

再評価結果、委員会の答申及び意見の具申については、これを公表するものとする。

第8 その他

本実施要綱に定めのない事項及び国において特別に定めのある事項については、国が定めた再評価実施要領を参考とするものとする。

附則

- 1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成18年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成23年4月1日から施行する。